

第 13 号議案

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例の件

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例

神戸市立墓園条例（昭和41年 3 月条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（墓園の施設）</p> <p>第 3 条 墓園に次に掲げる施設（以下「墓園施設」という。）を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 期限付墓地（使用許可期間満了後、埋蔵された焼骨を前号の合葬施設へ改葬することを条件とする墓地の区画をいう。）</u></p> <p style="text-align: center;">（使用許可）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 墓園施設又は附属施設を使用しようとする者は、次の各号のいずれに</p>	<p style="text-align: center;">（墓園の施設）</p> <p>第 3 条 墓園に次に掲げる施設（以下「墓園施設」という。）を置く。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p style="text-align: center;">（使用許可）</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p>2 墓園施設又は附属施設を使用しようとする者は、次の各号のいずれに</p>

も該当する者でなければならない。
ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 一般の墓地及び期限付墓地を使用しようとする場合にあつては、祭祀を主宰すべき者であること。

(3) [略]

(4) 一般の墓地、区画型合葬式墳墓若しくは期限付墓地又は附属施設を使用しようとする場合にあつては、本市に引き続き6月以上住所を有する者であること。

(5) [略]

3 [略]

4 次に掲げる施設の使用許可の期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)、(2) [略]

(3) 期限付墓地 使用許可の日から15年

(使用の制限)

第5条 [略]

2 [略]

3 期限付墓地の使用許可は、埋蔵された焼骨を前条第4項に定める期間満了後に合葬施設へ改葬することを条件として付すものとする。

も該当する者でなければならない。
ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 一般の墓地を使用しようとする場合にあつては、祭祀を主宰すべき者であること。

(3) [略]

(4) 一般の墓地若しくは区画型合葬式墳墓又は附属施設を使用しようとする場合にあつては、本市に引き続き6月以上住所を有する者であること。

(5) [略]

3 [略]

4 次に掲げる施設の使用許可の期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)、(2) [略]

(使用の制限)

第5条 [略]

2 [略]

4 [略]

(使用終了時等の取扱い)

第12条 [略]

2、3 [略]

4 市長は、個別安置施設に収蔵している焼骨について使用許可の期間が満了したときは、合葬施設の使用料を徴収することなく、その焼骨を合葬施設に埋蔵するものとする。

5 第4条第2項第5号ウに該当するとして個別安置施設の使用許可を受けた者が、その使用許可の期間が満了した後に死亡したときは、合葬施設の使用料を徴収することなくその者の焼骨を合葬施設に埋蔵するものとする。

6 市長は、期限付墓地の使用許可の期間が満了したときは、合葬施設の使用料を徴収することなく、当該期限付墓地に埋蔵された焼骨を合葬施設に改葬するものとする。

7 期限付墓地の使用許可の期間が満了した時点において、当該期限付墓地に墓石が設置されているときは、当該墓石に係る所有権は、市に帰属するものとする。

別表第2 (第6条関係)

(1) 墓園使用料

3 [略]

(使用終了時等の取扱い)

第12条 [略]

2、3 [略]

4 市長は、個別安置施設に収蔵している焼骨について使用許可の期間が経過したときは、合葬施設の使用料を徴収することなく、その焼骨を合葬施設に埋蔵するものとする。

5 第4条第2項第4号ウに該当するとして個別安置施設の使用許可を受けた者が、その使用許可の期間が経過した後に死亡したときは、合葬施設の使用料を徴収することなくその者の焼骨を合葬施設に埋蔵するものとする。

別表第2 (第6条関係)

(1) 墓園使用料

ア 許可の際納付すべき使用料

種別	面積	金額
[略]	[略]	[略]
合 葬 式 墓 地	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
期限付墓地	1.6平方メートル	1箇所につき 300,000円
		埋蔵する 焼骨1体 につき 50,000円

イ [略]

ア 許可の際納付すべき使用料

種別	面積	金額
[略]	[略]	[略]
合 葬 式 墓 地	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]
	[略]	[略]

イ [略]

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

期限付墓地の整備等に当たり、条例を改正する必要があるため。